

2015年12月1日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘 様

永代ハウス株式会社

「工事請負契約書に関する申し入れ」の回答について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2015年11月11日付で、貴機構から受領しました「工事請負契約書に関するお申し入れ」に対し、検討した結果、下記のとおり、工事請負契約書の契約条項を変更することになりましたので回答申し上げます。

敬具

記

[変更の内容]

第10条第2項及び同条第3項

(是正前)

2. 甲が第9条 第4項の請負代金または請負代金相当額の支払いを完了しない時、乙は遅延日数1日につき 支払遅延額の1/1000に相当する額の違約金を請求する事が出来る。
3. 甲が前払いまたは部分払いを遅延している時は、前項の規定を適用する。

(是正後)

2. 甲が第9条 第4項の請負代金または請負代金相当額の支払いを完了しない時、乙は、支払遅延額の年率14.6%に相当する額の違約金を請求する事が出来る。
3. 甲が前払いまたは部分払いを遅延している時は、前項の規定を適用する。

第11条4項

(是正前)

4. 甲が自己の都合により契約を解約した場合には、違約金として請負金として請負代金の50/1000に相当する金員を甲が乙に支払う。但し、解約時まで乙に生じた材料費、設計料、人件費その他費用が生じた場合は、甲は乙に費用全額と請負代金50/1000を付加し賠償するものとする。(以下、省略)

(是正後)

4. 甲が自己の都合により契約を解約した場合には、乙は甲に対し、解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額に加えて、乙に生じた営業経費等の損害額を請求できるものとします。また、乙において甲のために支出した立替金があるときは、乙は甲に対し、その賠償を請求できるものとする。甲が乙に着手金又は手付金を差し入れていた場合は、当該違約金及び費用と対当額にて相殺し、精算を行うものとする。

以上